

「地球温暖化対策のための税」については、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）において、次のとおり規定されました。

## 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）（抜粋）

（租税特別措置法の一部改正）

第一条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（前略）第六章第三節の二中同条の前に次の一款及び款名を加える。

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例

（地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例）

第九十条の三の二 地球温暖化対策を推進する観点から、平成二十四年十月一以後に原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千八百円
- 二 ガス状炭化水素 一トンにつき千八百六十円
- 三 石炭 一トンにつき千三百七十円

附 則

（石油石炭税の税率の特例に関する経過措置）

第四十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十四年十月一日前に課した、又は課すべきであった石油石炭税については、なお従前の例による。

- 2 平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、原油（石油石炭税法（昭和三十五年法律第二十五号）第二条第一号に規定する原油をいう。以下この条において同じ。））、ガス状炭化水素（同法第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下この条において同じ。））若しくは石炭（同法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下この条において同じ。））の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品（同法第二条第二号に規定する石油製品をいう。以下この条において同じ。））、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、同法第九条及び新租税特別措置法第九十条の三の二の

規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千二百九十円
- 二 ガス状炭化水素 一トンにつき千三百四十円
- 三 石炭 一トンにつき九百二十円

3 平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条及び新租税特別措置法第九十条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千五百四十円
- 二 ガス状炭化水素 一トンにつき千六百元
- 三 石炭 一トンにつき千百四十円

4～9 (略)